

中標津町ふるさと応援大使設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町出身又は本町にゆかりがあり、各分野で活躍している者などを、中標津町ふるさと応援大使（以下「大使」という。）として委嘱することにより、本町の魅力を広く宣伝するなどし、関係人口、交流人口の拡大及び、観光振興、イメージアップを図ることを目的とする。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を担うものとする。

- (1) 町内外に町の魅力及び情報を発信すること。
- (2) 本町等が実施するイベント等への協力支援を行うこと。
- (3) その他大使の活動として町長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 大使は、次に掲げるいずれかに該当する者のうちから、本人の同意を得て、町長が委嘱する。

- (1) 本町について、深い理解と認識を持ち、前条に掲げる活動が期待できる者
- (2) 本町出身又は本町にゆかりのある者で、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等の分野において活躍している者
- (3) その他町長が必要と認める者

(定数)

第4条 大使の定数は、必要に応じた数とする。

(任期等)

第5条 大使の任期は1年とする。ただし、町長からの解任通知又は大使から辞任の申出がないときは、同一条件で更に1年継続し、その後の継続についても同様とする。

2 町長は、大使が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条に掲げる役割を行うことができなくなったと認められるとき。
- (2) 大使本人から辞任の申出があつたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(報酬等)

第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、第2条に掲げる役割を行い、町長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で関係諸費用を支出することができる。

2 町長は、大使が第2条に掲げる役割を遂行する場合、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 町の紹介及び宣伝に寄与するための「名刺」
- (2) 町に関するパンフレット
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(所管)

第7条 大使に関する事務は、総務部政策推進課において処理し、以下の各号に掲げる業務を行う。ただし、事業決定後の活動に必要な連絡、調整等は、事業を所管する係が業務を行う。

- (1) 大使委嘱に係る事務手続
- (2) 第2条に掲げる活動に必要な連絡、調整、依頼
- (3) 前条に掲げる物品・資料等の作成、送付
- (4) 大使の活動状況、予定の確認
- (5) 大使退任に係る事務手続

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。